

府中市高齢者住宅 うらら多磨 生活支援サービス契約書

社会福祉法人多摩同胞会(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)とは、賃貸借(高齢者向住宅)の目的である建物「府中市高齢者住宅 うらら多磨(東京都府中市多磨町2丁目56番2)」における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙の必要に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービス等は、契約書別紙により、詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

甲は、提供する生活支援サービス(随時サービス)については、サービス提供月ごとに書面によりサービス提供の確認を乙から受けます。

2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

基本サービス料金は、月額金 15,000 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は1日 500 円の日割計算した額とします。

2 その他の生活支援サービスの料金については、「生活支援サービス契約書別紙」に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

第4条の料金について、甲は請求書に明細を付して当月分を翌月 10 日までに乙に請求し、乙は、翌月 20 日までに甲の指定する銀行振り込みまたは口座引き落としの方法で支払います。

2 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年とします。有効期間終了の1ヶ月前までに、乙から甲に対して、文書で契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。ただし、事由の如何を問わず「府中市高齢者住宅 うらら多磨(東京都府中市多磨町2丁目 56 番 2)」における賃貸借契約が終了したときは、本契約も終了します。

第8条(事業者からの契約解除)

甲は、サービス付き高齢者向け住宅の賃貸借契約が解除された場合は、本契約を解除することができ
ます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

- ①一定の経過期間をおくこと。
- ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
- ③契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
- ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- ⑤やむなく契約解除に至った場合は、転居先等について、必要な相談・支援を行うこと。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合においては、賃貸借契約書に準じた対応とします。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、1か月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条(本契約に定めのない事項)

甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「府中市高齢者住宅 うらら多磨(東京都府中市多磨町2丁目56番2)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者(甲)

<住所> 東京都府中市武蔵台1-10-1

<氏名> 社会福祉法人多摩同胞会
理事長 鈴木 恂子 印

入居者(乙)

<住所>

<氏名> 印

代理人

<住所>

<氏名> 印

府中市高齢者住宅 うらら多磨 生活支援サービス契約書別紙

生活支援サービスの内容

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 基本サービス | 月額 15,000 円 (税込み) |
| ①安否確認サービス | 1 日 3 回の定期巡回を職員が実施いたします。 |
| ②緊急通報対応サービス | 急病、体調急変時に職員が駆けつけ、状況により、消防署等と連絡をとり、適切な対応をいたします。また速やかに家族等への連絡もいたします。 |
| ③相談援助サービス | 生活全般に係る相談及び、医療や介護に関する相談をお聞きして適切な支援につなげます。 |
| ④家事支援サービス | 自立支援の観点から、ご自分で行えないゴミ処理等については分別なども含め支援いたします。 |
| 2. その他の生活支援サービス | |
| ①食事提供サービス | 基本的には、1 日 3 食の食事提供をいたします。
食費は食数での請求になります。
朝食 325 円・昼食 600 円・夕食 520 円 (各税込み)
(例) 30 日召しあがった場合 43,350 円となります。

1 階食堂での配膳ですが、健康状態に応じて居室配膳も行います。 |

※定期的な家事支援が必要な方について

1. 介護認定有の場合: 訪問介護サービスを連携する社会福祉法人多磨同朋会うらら多磨ホームヘルプサービスが、ケアプランに基づき提供致します。
 2. 介護認定無の場合: 府中市福祉サービスの生活援助員・高齢者ヘルパーに地域包括支援センターからお繋ぎします。
- なお、1, 2 以外のサービスを選択することも可能です。